

郵政民営化と郵便貯金のあり方について（骨子）のポイント

1. はじめに

（略）

2. 郵便貯金事業に関する基本認識

- ・ 2001年4月の財政投融资改革により、郵便貯金の資金運用部への全額預託義務が廃止され、郵便貯金事業の特別な役割は消失。加えて、民間金融機関の店舗・ATM等のネットワーク網は十分充実しており、預金保険制度等のセーフティネットも整備されたことなどを考慮すると、「簡易で確実な少額貯蓄手段の提供」を国営の郵便貯金が行う意義はもはやない。
- ・ しかし、現実には、郵便貯金はなお約230兆円と諸外国に例をみない規模を有している。また、2003年4月の郵政公社化においても、郵便貯金への無償の政府保証、納税義務の免除、などの「官業ゆえの特典」は残されたままで、民間金融機関との競争条件は異なったままである。
- ・ こうした巨額の資金を市場原理の埒外に置くことで、わが国の金融資本市場における公正な価格形成を歪めるとともに、経済の活力を高める効率的な資源配分を阻害している。

3. 郵便貯金事業改革の方向性

- ・ 現状の巨大な規模を維持したまま郵便貯金を民営化しても、国民経済的な課題が解決するわけではない。金融システムの安定性確保などの観点からは、本来は国営の郵便貯金事業を廃止することが望ましい。一方で、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点も踏まえ検討する必要もあり、郵便貯金事業の改革に当たっては、郵便貯金の機能毎に国民経済的観点から対応を検討することが必要である。
- ・ 郵便貯金の機能のうち、定額貯金等により自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能については、既に役割を終えており、廃止することが適当である。一方、決済サービスを提供する機能や国債等の金融商品の販売機能については、利用者利便の確保などの観点から、存続させることが現実的である。
- ・ 決済サービス機能や金融商品販売機能を担うのは民営化された郵便貯金であるが、その場合も、「官業ゆえの特典」の完全廃止、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化が求められる。政府出資が残る場合は、決済機能等に限定したナローバンクとし、一定の預入限度額を設定すべきである。
- ・ なお、郵便貯金事業の改革を検討するに当たっては、国債市場への影響を十分に考慮する必要がある。郵便貯金事業が保有する大量の国債が一定の

時間をかけて徐々に民間市場に還流するように万全を期すとともに、適切な国債管理政策のもと、市場実勢を反映した発行条件の設定や商品性の多様化などの工夫により、新発国債の市中での安定的消化を十分可能にすべきと考えられる。

4. 具体的改革案のイメージ

- ・ 郵便貯金事業の改革を進めるに当たり直ちに取り組むべき措置として、以下のような案が考えられる。

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止

定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離
改革後の郵便貯金（ポストバンク）はナローバンクとして通常貯金を受入れ、国債等安全資産を中心に運用することで決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じサービスを提供

ポストバンクについては、「官業ゆえの特典」の廃止（政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務、民間金融機関と同一の規制・監督）や適切な地域分割を実施

最長 10 年の準備期間を確保して、雇用や郵便局ネットワークの効率化を進めるとともに、激変緩和措置として、整理勘定の運用益の一定額をポストバンクに補助金として交付

- ・ この具体的改革案は、竹中経済財政政策担当大臣から提示された基本原則（5原則）に照らしてみても、その趣旨に合致したものとなっている。

活性化原則

郵貯資金が民間市場に還流することで、より効率的に資金配分がなされる民間市場が拡大し、日本経済の活力回復につながる。また、経営資源をネットワーク活用に集中投下することで、ポストバンクの抱える経営上のリスクを小さくするとともに、規模の縮小で公正な競争条件の実現にも資する結果、金融システムの安定や地域金融の健全性が確保される。

整合性原則

「官業ゆえの特典」（隠れた補助金の負担）が解消に向かうほか、ネットワーク維持の補助金も整理勘定の運用益の範囲内となり財政負担も限定される。また、国債需給安定化に向けた様々な工夫を行えば、国債需給への影響を軽微にとどめることが十分可能。さらに、民営化後のポストバンクは民間金融商品の販売も行うこととなり、規制緩和も進展する。

利便性原則

民間金融商品の販売等によるポストバンクの業務範囲の拡大や郵便局ネットワークの他の民間金融機関への開放により、利用者利便の向上が期待できるほか、競争が活発化し創意工夫が促される。

資源活用原則、 配慮原則

最長 10 年の準備期間を確保したうえで、ネットワークや人員の合理化を進めていくことが可能になる。